

非居住者輸入と税関事務管理人制度

October 2024

In brief

2023年10月1日に施行された改正関税法基本通達における輸入者の定義の明確化¹に伴い、輸入企業の多くは、輸入サプライチェーンやビジネスモデルに照らし合わせ、自社が輸入者としての要件を満たすのか事前に確認することが一層求められるようになりました。中には、従前、日本法人が輸入者として輸入申告を行っていたものの、従前の輸入者が輸入者の要件を満たさないとして、輸入貨物の所有権を有する非居住者が新たな輸入者として輸入申告を開始する企業も見られました。

そこで、本ニュースレターでは、昨年施行された輸入者の定義の明確化を振り返るとともに、非居住者が輸入者として機能するために求められる税関事務管理人の制度や、当該制度にかかる運用改善、さらには当法人の関連サービスについてご紹介します。

In detail

1. 輸入者の定義の明確化の背景と内容

EC取引の拡大により、通販貨物等の輸入申告で関税評価制度を遵守せず低い価格を申告し、その結果、適正な関税の納付がなされない事例が散見されたことから、適正な課税を実現するために、2023年に税関当局は、以下の一連の制度の見直し及び措置の導入を実施しました。

- 輸入者の定義を明確化
- 輸入者のなりすましに対し虚偽申告罪を適用できるよう、輸入者住所・氏名を関税法令上の申告項目に明記
- 輸入実態を把握する税関事務管理人の登録を徹底するため、税関事務管理人届出書に、輸入者との関係を記載させるとともに、委任契約関係書類の提出を求める
- 非居住者が期限までに税関事務管理人の届出要請に応じない場合には、税関長が輸入者の国内関連者を税関事務管理人として指定する

上記の輸入者の定義の明確化では、特に、日本に所在する法人等との売買以外を起点とした輸入（輸入取引に基づかない輸入）に関して、輸入者としての資格を有する者を限定例挙することで、輸入者の明確化を図りました。具体的に、輸入者は以下のとおり定義されています。

関税基本通達に規定する輸入者の明確化

- (1) 輸入取引により輸入される貨物の輸入者については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人
- (2) 輸入取引に基づかない輸入についての輸入者は下記に該当する者
 - ① 輸入申告の時点において、国内引き取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者
 - ② 輸入の目的たる行為を行う者、例えば以下の4つが挙げられる

¹ Customs and Trade News「関税法上の輸入者の定義の明確化」(2023年10月18日)参照

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-customs/wms-20231019.html>

- i 賃貸借契約に基づき輸入される貨物は、当該貨物を賃借して使用するもの
- ii 委託販売のために輸入される貨物は、当該貨物の販売の委託を受けて自己(受託者)の名義をもって販売する者
- iii 加工・修繕のために輸入される貨物は、当該貨物を加工・修繕する者
- iv 減却するために輸入される貨物は、当該貨物を減却する者

上記輸入者の定義に照らし合わせると、海外の法人が所有権を有したまま日本に貨物を輸入する場合、委託販売の受託者や日本国内の製造者などその他の輸入者の定義にあてはまるケースを除いて、輸入貨物の処分の権限を有する者として当該海外法人が輸入申告上の輸入者になる必要があります。日本に住所がなく、支店や事業所を有しない海外法人が輸入者となる場合、輸入申告をはじめとする税関関係手続や税関からの通知の受領のために、国内に所在する者を税関事務管理人として定める必要があります(関税法第95条)。

2. 税関事務管理人制度と制度の運用改善

(1) 税関事務管理人制度とは

非居住者が輸入者として輸入申告を行う場合、必要な税関手続きを進めるために日本に居住する者を、輸入者に代わって税関手続きを行う税関事務管理人として定める制度のことです。税関事務管理人の具体的な役割は、税関への輸出入申告手続き、検査立会い、関税等の納付手続き、税関と非居住輸入者間の書類の受領及び送付・提出、還付金の受領等です。

非居住者である輸入者は、輸入申告を提出する前に税関事務管理人を定め、税関に届ておく必要があります。税関事務管理人届出書の提出の際に準備する資料は主に以下の4点です。

- i 非居住者輸入者から税関事務管理人への委任状
- ii 非居住者輸入者の登記簿やIDの写し
- iii 税関事務管理人の登記簿(履歴事項全部事項証明書)の写し
- iv 輸入に関する商流・取引フロー図

(2) 税関事務管理人制度の運用改善

輸入者の明確化と並行し、適正な税関輸入申告や税関事務管理人の手続きを促すため、2023年から2024年の間に税関事務管理人制度の運用の改善も行われました。具体的には、税関事務管理人の届出手続きを簡素化が図られたほか、納税環境の改善が図されました。関税等の納付手続きに関しては、リアルタイム口座振替による自動納付に利用できる銀行口座が日本の銀行の口座のみであったため、日本の銀行口座を有しない非居住者にとっては利用が困難でしたが、2024年には税関事務管理人のリアルタイム口座振替用口座からの納付も可能となりました。

内容	変更時期	変更前	変更後
税関事務管理人届出提出	2023/10/1	輸入申告を提出する税関官署毎に届出が必要	届出に輸入宛先税関を併記の上、いずれかひとつの税関に提出すれば、複数税関に対して有効
リアルタイム口座振替による関税等の自動納付	2024/9/15	非居住者輸入にかかる納税に関し、税関事務管理人のリアルタイム口座は利用不可	税関事務管理人名義のリアルタイム口座からの振替(自動納付)が可能

3. PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.による非居住者輸入と税関事務管理人関連支援サービス

非居住者である法人が日本でビジネスを行うために、海外から調達する商品や材料を輸入する場合、居住者である税関事務管理人を選定し、税関に事前に届出る必要があります。また、どのように輸入業務を実行するか税関事務管理人と協議・合意しておくことも必要です。当法人は、税関事務管理人として海外法人の税関手続きを支援するサービスのほか、非居住者による輸入に向けた検討から税関とのコミュニケーションまで一気通貫で支援します。

当法人の支援サービス例	
輸入者の検討	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスモデルに基づき輸入者としての要件を検証 非居住者が輸入者となる必要な場合は、必要な税関手続き、納税方法を整理
税関事務管理人の届出	<ul style="list-style-type: none"> 税関事務管理人の税関届出に必要な書類を輸入者から収集 委任状に基づき輸入者の記入した届出の確認 税関から届出に関して追加で確認があった場合の税関とのコミュニケーション
税関事務管理人として輸入申告諸手続き支援	<ul style="list-style-type: none"> 日本非居住輸入者と税関とのコミュニケーション支援 関税評価上の検討やHSコード付番支援 通関業者とのコミュニケーション支援 輸出入関係法令の解説 輸入申告データの管理

The takeaway

昨年関税法基本通達の改正により輸入者の定義が明確化され、非居住者が輸入者となるケースが増加したものと考えられます。また、ビジネスの多様化により、非居住者の輸入も一般的になりつつあります。その中で、税関事務管理人制度に関する税関手続き上の運用改善が図られたことは歓迎すべき点です。輸入に携わる企業は、今後の関税制度・税関手続き上の運用改善やリスクも見据えつつ、強靭なサプライチェーン構築および円滑な物流の実現のために、税関手続き上のコンプライアンスを維持していくことが期待されます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email:jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/customs

パートナー
Robert Olson

シニアマネージャー
濱田 未央

過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに約 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.